2019年10月１日から

３歳から５歳までの療育を受ける子どもたちを対象に

児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の療育を受ける子どもたちを支援するため、
下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 福祉型障害児入所施設※
- 医療型障害児入所施設※

※ 入所施設については東京都で支給決定を行っています。

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての４月１日から３年間」です。

（具体的な対象者の例）

時　　期	対　象　者
2019年10月1日 ～2020年３月31日	誕生日が 2013年4月２日～2016年4月１日までの療育を受ける子ども
2020年４月１日 ～2021年３月31日	誕生日が 2014年4月２日～2017年4月１日までの療育を受ける子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

現在の福祉サービス受給者証はそのまま継続してご使用いただけます。

サービス更新時に、福祉サービス受給者証の記載を随時変更します。
ご利用のサービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：荒川区役所　福祉部障害者福祉課
TEL：０３－３８０２－３１１１　内線２６８４　　FAX：０３－３８０２－０８１９